

1 1. 自動継続定額複利預金規定

但馬信用金庫

1. (自動継続)

- (1) 自動継続定額複利預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の最長お預り期限に自動的に定額複利預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長お預り期限（継続をしたときはその最長お預り期限。以下同様とします。）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は最長お預り期限以後に支払います。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続をしたときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前項（1）による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長お預り期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、この預金の元金金額が300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部支払いを請求することができるものとします。

なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引続き自動継続の取扱いをします。

3. (利 息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長お預り期限（解約するときは解約日、ただし、最長お預り期限以後に解約するときは最長お預り期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率。）によって6か月複利の方法で計算します。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

- ① 6か月以上1年未満
- ② 1年以上2年未満
- ③ 2年以上3年未満
- ④ 3年以上4年未満
- ⑤ 4年以上5年未満
- ⑥ 5年

- (2) 継続後の預金についても前（1）と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金または元金に組み入れます。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長お預り期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長お預り期限以後の利息は、最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(6) この預金を定期預金共通規定の第4条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および定期預金共通規定の第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(令和2年4月1日 現在)